

国民スポーツ大会第45回東海ブロック大会
愛知県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国民スポーツ大会第45回東海ブロック大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、国民スポーツ大会第45回東海ブロック大会（以下「大会」という。）を愛知県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合企画
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整
- (3) 大会の準備及び運営に必要な業務及び経費の決定
- (4) その他実行委員会の目的の達成のために必要な事項

第2章 組織

(委員)

第4条 実行委員会は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）理事長及び次の各号に掲げる者のうちから協会理事長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 協会関係者
- (2) 県関係者
- (3) 関係競技団体関係者
- (4) 学校体育団体関係者
- (5) 会場地市町体育・スポーツ協会又はスポーツ主管部局関係者
- (6) 大会関係機関又は団体の代表者

2 委員は無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、協会理事長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会において委員のうちから選任する。

3 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第11条第4項に掲げる事項について審議する。

4 監事は実行委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 前項の規定は、副会長、常任委員及び監事の任期において準用する。この場合において、「委員」とあるのは「副会長、常任委員及び監事」と、「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 大会の基本方針に関する事項

(2) 会則の制定及び改廃に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 常任委員会に付託する事項の決定

(5) 実行委員会の解散に関する事項

(6) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

7 第4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、総会で選任された常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は会長が指名する。

3 常任委員会は委員長が招集し、委員長又は副委員長が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会から付託された事項

(2) 競技の企画及び運営に関する事項

(3) その他委員長が必要と認める事項

5 前条第4項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、当該規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）で議決すべき事項のうち、特に緊急を要する場合において、総会等を開会する時間的余裕が

ないと認めるときは、当該議決すべき事項を処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により処分をしたときは、その内容について総会等において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局 (事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を協会事務局内に置く。
- 2 協会事務局職員をもって、実行委員会事務局職員とする。
- 3 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計 (経費)

- 第14条 実行委員会の経費は、負担金、助成金、参加料及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第15条 実行委員会の予算は、会長が調整し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

- 第16条 実行委員会の決算は、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(残余財産)

- 第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は協会に帰属するものとする。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、令和6年4月1日に始まり、令和7年3月31日に終わる。

第7章 雑則 (解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。
(その他)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。